

平成23年度の外部業務監査結果について

監査室

1. 外部業務監査の概要

(1) 監査の実施概要

資金管理業務規程第30条の規定に基づき、資金管理センターにおける再資源化預託金等の收受・運用・支払い業務及び一般管理等業務、再資源化支援部における第3号業務(離島対策支援事業)並びに情報管理部の業務について、外部監査法人と本財団との間で合意した調査手続きに基づき、外部監査法人が関連部署に対してヒアリングや入手・閲覧が可能な範囲で関連する資料の査閲を行った。

(2) 業務監査の要点

平成18年6月開催の資金管理業務諮問委員会にて審議承認された次の①～④の監査要点に基づきつつ、平成23年度の主要追加事業である東日本大震災による番号不明被災自動車の処理及び情報システム改善に要する費用計上プロセスを追加する等の見直しを行った。

- ① 資金管理センターは法令、定款及び財団内の諸規程・規則を遵守した業務を行っているか。
- ② 資金管理センターは再資源化預託金等及び資金管理料金の收受・運用・支払い等の業務をマニュアルに則り行っているか。
- ③ 再資源化支援部は3号業務(離島対策支援事業)をマニュアルに則り行っているか。
- ④ 情報管理部は出えんを受けた特定再資源化預託金等の計上・支払いをマニュアルに則り行っているか。

(3) 業務監査の対象期間:平成23年1月1日～平成23年12月31日

(4) 業務監査の実施期間:平成23年12月12日から平成24年4月27日

(本財団での実地調査は12月12日～16日、3月13日～16日)

2. 外部業務監査の結果

(1)「業務監査報告書」は資料6-2 をご参照。

(2) 監査室が確認した結果、手続との相違事項は1項目であった。

調査事項、相違事項及び資金管理センターの対応は資料6-3 をご参照。

尚、業務監査報告書内の「合意された手続」を「貴法人と打合せをして定めた手続」に表記変更いたしました

<事由>

誤解を避ける観点から、「合意された手続」による発見事項の報告は関係者のみに限定するとの事項(監査法人が遵守すべき決まり。出典下記)がある為、WEB 公開が予定される本件報告書内の「合意された手続」の表記を上記の通り変更するもの。

出典:①日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会研究報告第20号(H21.7.1付)

「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」

②IFAC(国際会計士連盟)発行の Handbook(H22.4 発行)

以上